

# 平成18年度 第1回 福島県建築審査会議事録

日 時：平成18年7月7日（金）  
場 所：杉妻会館 3階 石楠花  
時 間：15：30～17：15

## 出席者等

### 福島県建築審査会委員

委員 阿部 成治  
委員 遠藤 明子  
委員 神田 まゆみ  
委員 中村 良一  
委員 中井 勝己  
委員 土方 吉雄

### 事務局

土木部建築領域	総括参事	菊池 光矩
土木部建築指導グループ	参事	武井 一
土木部建築指導グループ	主幹	佐々木 孝男
土木部建築指導グループ	専門建築技師	村井 弘道
土木部建築指導グループ	主任建築技師	遠藤 裕之
土木部建築指導グループ	主任建築技師	木下 浩一

### 傍聴者

5名

## 会議次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
  - 議案 1 福島県建築審査会運営規定の改正について
  - 議案 2 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可について  
(河沼郡会津坂下町で日影による建築物の高さ制限の特例許可に関する件)
  - 議案 3 建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく指定について  
(南会津郡南会津町で旧田島町指定有形民俗文化財の建築基準法の適用を除外する件)
- 4 その他
  - 報告 1 建築基準法第43条第1項ただし書の許可における包括同意基準に関する許可件数について
  - 報告 2 建築基準法第56条の2第1項ただし書の許可における包括同意基準による許可件数について
- 5 閉 会

## 議案審議

事務局 改選後、新しい委員による初めての審査会ですので、建築基準法第81条第1項の規定に基づき、会長及び会長代理の選出をいたします。会長が選出されるまでの間、武井参事が議長を務めさせていただきます。

武井議長 会長及び会長代理は、建築基準法の規定では互選によることとなっておりますが、どのように選出したらよろしいかお諮りいたします。

各委員 (推薦無し)

武井議長 推薦がないようですので、事務局に案があればお聞かせください。

事務局 改選前と同様に、会長を阿部成治委員、会長代理を土方吉雄委員にお願いできればと考えております。

武井議長 事務局案に関しまして、意見等ございますか。

各委員 (意見なし)

武井議長 意見がありませんので、事務局案のとおり、会長を阿部成治委員、会長代理を土方吉雄委員にお願いしてよろしいでしょうか。

各委員 (了承)

武井議長 新たな会長が選出されましたので、以上をもちまして議長を解任させていただきます。

事務局 それでは、議事に入らせていただきます。福島県建築審査会条例第2条により、会長が議長を務めることになっております。

阿部議長 議長を務めさせていただきます。  
委員の皆様の御協力を、よろしくお願ひいたします。  
議事に入ります前に、福島県建築審査会運営規定第4条により、議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名としてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

阿部議長 異議が無いようですので、遠藤委員と中井委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

阿部議長            それでは、議事に入りたいと思います。  
                         議案１の「福島県建築審査会運営規定の改正について」事務局から説明してください。

事務局                建築基準法改正に伴い、建築審査会に同意を求められる可能性のある条文の条項ずれ及び追加並びに議事録のホームページでの公開について（詳細説明）

阿部議長            委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何か御意見、御質問などはございませんか。

中井委員            他県の例として、宮城県がホームページで公開している議事録では、議案の中で具体的な案件名、場所等までの記載はありませんが、福島県は、議案のカッコ書きで記載している具体名を公開するのでしょうか。

事務局                すでに県のホームページで建築審査会開催のお知らせを掲載しており、その中では具体的な案件名まで公表しておりますので、議事録でも公表いたします。

土方委員            公開することには賛成ですが、宮城県以外の他県ではどのような状況ですか。

事務局                近県では岩手県及び宮城県が既に議事録を公開しており、群馬県は今年度から公開すると伺っています。秋田県、山形県、茨城県及び栃木県は、審査会は公開ですが、議事録は公表しておりません。また、北海道及び青森県は審査会を非公開で行っております。

阿部議長            公表するに当たり、委員の名前は非公表がいいのではないのでしょうか。また、土木部での他の審査会と統一する必要はないのでしょうか。

事務局                各審査会で審議して決めることであり、土木部で統一しなければならないものではありません。

阿部議長            委員の皆様は名前の公表についてどのように考えますか。

中井委員            私は、福島県環境審議会の委員も務めております。環境審議会議事録は既に実名で公表していますが、特に支障はありませんので、建築審査会も実名公表でいいと思います。

遠藤委員            どちらとも言えません。

神田委員            同業者が担当した案件等では意見しにくいことも考えられますので、名前は非公表がいいと思います。

中村委員            そもそも、審議を公開として影響の出る場合は、会議自体を非公表とすることができるので、問題はないと考えます。委員は、公務員としての立場にあり、報酬を得ていますので責任を明らかにする義務があると思います。また、非公表としても、議長は特定できバランスを欠くので全員公表でいいと思います。

阿部議長            その他、御質問等ございませんか。

各委員              （意見なし）

阿部議長            それでは、他に意見がなければ、発言委員の実名を公表することで決定でよろしいでしょうか。

各委員              （異議なし）

阿部議長            ありがとうございます。  
続きまして、議案2の「建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可について」事務局から説明してください。

事務局              （詳細説明）

阿部議長            委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何か御意見、御質問などはございませんか。

中井委員            西側の敷地を拡大するのはこれからですか。

事務局              既に学校の敷地になっております。

土方委員            日影になる周辺の敷地は区画整理事業区域内ではなかったですか。

事務局              今回の敷地は事業区域内ではありません。区画整理事業は、今回審議している場所の南側の方で行われております。

土方委員            日影になることで農作に影響はないのでしょうか。

事務局 農地に新たに日影を落としませんので影響はありません。

中井委員 日影の検討は、いつの時期になりますか

事務局 冬至日です。

阿部議長 その他、御質問等ございませんか。

各委員 (意見なし)

阿部議長 それでは、他に意見がなければ、この件について同意する考えでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

阿部議長 ありがとうございました。  
続きまして、議案3の「建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく指定について」事務局から説明してください。

事務局 (詳細説明)

阿部議長 委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何か御意見、御質問などはございませんか。

土方委員 敷地周辺の状況を教えてください。

事務局 周辺に住宅や店舗はなく、樹木に囲まれた森林の中です。

土方委員 風圧力に対して構造基準を満足していないとのことですが、この地区にある気象観測所での過去の最大記録はどのくらいですか。また、今回の補強でどの程度の風圧力に耐えることができるのですか。最低でも、過去の最大風速には耐えられる強度はあるのでしょうか。

事務局 手元の資料では分かりませんので、過去の最大風速を調べたうえで、構造耐力を検討し報告したいと思います。

遠藤委員 この建物が、展示物として移築されたのはいつ頃ですか。

事務局 昭和63年です。

阿部議長            その他、ご質問等ございませんか。

各委員                (意見なし)

阿部議長            それでは、他に意見がなければ、今後事務局から示された資料で書面にて  
表決したいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員                (異議なし)

阿部議長            ありがとうございます。  
福島県建築審査会は、本日の議案1については決定することとし、議案2  
については、同意する旨知事に答申することといたします。なお、議案3に  
ついては、風速に関するデータの報告を受けた上で書面による表決といたし  
ます。  
それでは、その他で事務局より、何かありますか。

事務局                平成17年度の包括同意の件数について報告いたします。  
建築基準法第43条第1項ただし書の許可における包括同意基準に關す許  
可件数は120件でした。  
建築基準法第56条の2第1項ただし書の許可における包括同意基準によ  
る許可はありませんでした。

阿部議長            以上をもちまして、本日の議事は終了いたしましたので、議長を解任させ  
ていただきます。  
皆さん、御協力ありがとうございました。

(記録者 福島県建築審査会事務局 木下 浩一)

上記議事録のとおり相違ありません。

議案3につきましては、過去の気象データ及び風に対する耐力に関するデータを示し、  
平成18年8月1日に同意を得ました。